

平成 28 年 5 月 25 日
東京電力エナジーパートナー株式会社

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正
に伴う設備認定制度変更等の取扱いに関するお知らせ

本日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下、「改正法」といいます。）が成立しました。改正法により、設備認定の仕組みが変更されますので、以下のとおりご注意をお願いいたします。

※ 改正法の詳細については、資源エネルギー庁のホームページ（[「なっとく！再生可能エネルギー」](#)等）をご確認ください。

改正法により、設備認定を取得済みの場合で改正法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに、東京電力パワーグリッド株式会社または旧東京電力株式会社との接続契約*¹の締結がお済みでない場合、原則として設備認定の効力が失われる*²仕組みとなります*³。

この場合、設備認定を失効させないためには、平成 29 年 3 月 31 日までに、東京電力パワーグリッド株式会社と託送供給等約款にもとづく発電量調整供給契約を締結する必要があります。

また、発電量調整供給契約の締結に先立ち、必要となる東京電力パワーグリッド株式会社の接続に係る検討は、発電設備の規模や系統への連系地点により異なりますが 9 か月程度を要することがありますので、平成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッド株式会社に対してお申込み*⁴が必要となります。また、接続検討後の意思表明書につきましても、速やかにご提出いただくことが必要となります。

なお、当社を、発電者様の発電設備に関する発電量調整供給契約の契約者としてをご希望される場合は、平成 28 年 6 月 20 日までに当社に電力受給契約に関するお申込み*⁴をお願いいたします。

（ご注意 1）「告示に規定する接続申込書」による認定を取得された設備の扱い

「告示に規定する接続申込書」により平成 24 年度、25 年度の調達価格の適用対象となる設備につきましても、平成 29 年 3 月 31 日までに接続契約*¹をご契約いただいていない場合には、原則として設備認定の効力が失われる*² こととなります*³ ので、上記のとおり発電量調整供給契約に関するお申込み*⁴をお願いいたします。

（ご注意 2）お申込みが期日以降となった場合について

平成 29 年 3 月 31 日までに発電量調整供給契約の締結ができない場合があり、この場合は、原則として、取得済みの設備認定の効力は失われる*² こととなります*³。

（ご注意 3）国への発電計画のご提出について

平成 29 年 3 月 31 日までに発電量調整供給契約をご契約いただいたのちに、別途、国が定める期日までに発電事業計画を国にご提出いただく必要がございます

ので、あわせてご注意をお願いいたします。詳しくは資源エネルギー庁のホームページ（「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」等）をご確認ください。

（既に設備認定を取得し、かつ接続契約*¹を締結済みの場合についても同様です。）

* 1 旧東京電力株式会社との接続契約

旧東京電力株式会社への売電の場合：電力受給契約をいいます。

新電力への売電の場合：接続供給契約をいいます。

東京電力パワーグリッド株式会社との接続契約

発電量調整供給契約をいいます。

* 2 適用される調達価格も失われます。

* 3 原則によらず、取得済みの設備認定が効力を有するケースとその猶予期間は下表のとおりです。但し、平成 28 年度の調達価格の適用を希望される発電者様（太陽光発電設備を設置される方に限ります。）で下表により、認定が失効しない場合においても、平成 28 年 3 月 31 日までに接続契約を締結できなければ、同年度の調達価格が適用されない可能性がございますので、同様に発電量調整供給契約に関するお申込みをお願いいたします。

対象ケース	猶予期間
認定から改正法施行日までに十分な期間（9 か月）を確保できない場合	認定日から 9 か月
系統入札プロセス（※）に入っている場合 ※系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための電源接続案件募集の手続き	プロセス終了 から 6 ヶ月

* 4 お申込みにあたっては、

- ・ 直接東京電力パワーグリッド株式会社にお申込みいただく場合

接続検討申込書（低圧単独申込は除く。）および発電量調整供給契約申込書（ともに添付資料を含む。）のご提出および接続検討料のお支払い（低圧単独申込は除く。）が必要となります。また、当社に売電を希望される場合は、別途、当社に電力受給契約申込書（添付資料を含む。）のご提出をお願いいたします。

- ・ 当社にお申込みいただく場合

接続検討申込書（低圧単独申込は除く。）および発電量調整供給契約申込書は、発電者様から接続検討申込書および電力受給契約申込書（ともに添付資料を含む。）をご提示いただいたうえで、当社にて作成し、東京電力パワーグリッド株式会社に提出いたします。また、接続検討料相当額のお支払い（低圧単独申込は除く。）が必要となります。

※ 低圧単独申込の場合は、お申込みいただいた書類に不備等がなければ、速やかな契約締結が見込まれますが、年度末にかけて申込みが集中することが想定されますので、早期にお申込みいただきますようお願いいたします（書類不備等が発生しないようご注意ください）。

以 上

平成 28 年 5 月 25 日

東京電力パワーグリッド株式会社

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正
に伴う設備認定制度変更等の取扱いに関するお知らせ

本日、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法（以下、「改正再エネ特措法」といいます。）が国会において成立し、平成 29 年 4 月 1 日に施行されます。

改正再エネ特措法により、設備認定制度が変更され、改正再エネ特措法の施行日前日（平成 29 年 3 月 31 日）までに接続契約を締結していない場合は原則として取得済みの設備認定の効力が失われます。改正再エネ特措法の詳細については、資源エネルギー庁のホームページ（「なっとく！再生可能エネルギー^{*}」等）をご確認ください。また、設備認定および接続契約等について、以下の点にご留意ください。

※URL http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/kaisei.html

- (1) 認定の効力が失われる場合は、既に確保していた「調達価格」も失われます。
- (2) 改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約の締結を希望される場合、平成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッドへお申込み^{*}いただきますようお願いいたします。お申込みが平成 28 年 7 月 1 日以降となる場合は、改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約を締結できない場合があることをご了承ください。なお、発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、速やかにお申込みいただきますようお願いいたします。また、接続検討後の意思表明書につきましても、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

※ 平成 28 年 6 月 30 日までに東京電力パワーグリッドへのお申込みが必要なことから、発電者様で小売電気事業者を通してお申込みをされる場合は、各小売電気事業者へご相談ください。また、東京電力パワーグリッドへ直接お申込みをされる場合は、ネットワークサービスセンターへご相談ください。

※ 買取条件等については各小売電気事業者に個別にご相談ください。

※ お申込みにあたっては、

- ・小売電気事業者を通して東京電力パワーグリッドへお申込みの場合：

詳細は各小売電気事業者へご相談ください。

・東京電力パワーグリッドへ直接お申込みの場合：

接続検討申込書（低圧単独申込は除く）および発電量調整供給契約申込書（ともに添付資料を含む）のご提出および接続検討料のお支払い（低圧単独申込は除く）をお願いいたします。

※ 低圧単独申込（島嶼分は除く）の場合は、お申込みいただいた書類に不備等がなければ、速やかに承諾（＝契約締結）させていただきますが、年度末にかけてお申込みが集中することが想定されますので、早期のお申込みをお願いいたします（書類不備等が発生しないようご注意ください）。

※ 島嶼分につきましては、系統連系が可能な量が限られておりますので個別にご相談をお願いいたします。

事業所一覧（離島エリア参照 <http://www.tepco.co.jp/about/office/tokyo.html>）

(3) 改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約を締結した場合でも、接続契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へ提出されないとき等には、認定が取り消され、既に確保していた「調達価格」も失われる場合があります。

(4) 平成24年度、25年度の調達価格を「告示に規定する接続申込書」によって確保されている場合においても、改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約が締結されていない場合は、取得済みの認定の効力が失われ、既に確保していた「調達価格」も原則として失われます。なお、改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約の締結を希望される場合は、遅くとも平成28年6月30日までに東京電力パワーグリッドへお申込みをいただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、前述の(2)をご参照願います。

(5) 改正再エネ特措法の施行日前日までに接続契約を締結していない場合においても、接続契約にかかる時間を考慮し、原則によらず下表の場合に限り猶予期間内に接続契約を締結することで、現在の認定を改正再エネ特措法下の認定とみなすこととなります。但し、平成28年度の調達価格の適用を希望される発電者様（太陽光発電設備を設置される方に限ります。）で下表により、認定が失効しない場合においても、平成29年3月31日までに接続契約を締結できなければ、同年度の調達価格が適用されない可能性がございますので、平成28年度の調達価格の適用をご希望される場合は、平成28年6月30日までに東京電力パワーグリッドへお申込みをいただきま

すようお願いいたします。

対象ケース	猶予期間
認定から改正再エネ特措法施行日までに十分な期間（9ヶ月）を確保できない場合	認定日から9ヶ月
電源接続案件募集プロセス（系統入札プロセス）（※）に入っている場合 ※系統増強の工事費負担金を複数の事業者で共同負担するための電源接続案件募集の手続き	プロセス終了から6ヶ月

以上